

平成 28 年 6 月 10 日

各 位

株式会社ジェイ・コミュニケーション

### 総務省による行政指導について

弊社は、本日、総務省から「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に関し、弊社の再委託先である 2 次代理店 2 社（株式会社モバイルサービス、株式会社ジェイズ）に対する監督を徹底するよう行政指導を受けました。

当該行政指導は、当該 2 次代理店が、携帯電話の新規契約及び名義変更手続きにおいて、平成 24 年 7 月から平成 26 年 6 月までの間（株式会社モバイルサービス）、平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までの間（株式会社ジェイズ）の携帯電話サービス契約の一部において、契約者及び代理人の本人確認を同法施行規則に基づく方法で行わなかったことについて、弊社が行う当該 2 次代理店に対する監督の徹底を求めるものです。

弊社としましては、今回の指導を厳粛に受け止め、再度このような法令違反が発生しないよう、弊社の再委託先である 2 次代理店に対し、法令遵守意識の向上を図ること等の監督の徹底を図り、お客様をはじめ皆様の信頼回復に全力を挙げていく所存です。

以上